

令和5年第1回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年2月28日（火）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	議案第3号	取手市個人情報の保護に関する法律施行条例について
	議案第4号	取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
	議案第5号	取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第6号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第7号	取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第15号	取手市市有財産の無償譲渡について
日程第6	議案第8号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議案第9号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第10号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第12号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第13号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第14号	取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第16号	市道路線の廃止について
日程第9	議案第17号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）
日程第10	議案第18号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第19号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第20号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	議案第21号	令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第22号	令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第23号	令和5年度取手市一般会計予算

日程第 12	議案第 24 号	令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 28 号	令和 5 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 29 号	令和 5 年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第 13	議案第 25 号	令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 26 号	令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 27 号	令和 5 年度取手市介護保険特別会計予算
日程第 14	同意案第 1 号	取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について
日程第 15	同意案第 2 号	取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
日程第 16	議員提出議案 第 1 号	取手市議会の個人情報保護に関する条例について
日程第 17	請願第 36 号	選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書
	請願第 37 号	井野公民館エレベーター設置に関する請願
	請願第 38 号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
日程第 18	市政に関する一般質問	
	①染谷 和博	議員
	②海東 一弘	議員
	③齋藤 久代	議員
日程第 19	選挙第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

地方自治法第121条により令和5年第1回定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	藤井信吾
取手市教育委員会教育長	伊藤哲
取手市農業委員会会長	倉持光男

取手市選挙管理委員会委員長	小池健
取手市代表監査委員	石橋大輔
取手地方公平委員会委員長	大峰芳樹

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
選挙管理委員会書記長	鈴木文江
政策推進部長	井橋貞夫
財政部長	牧野妙子
福祉部長	稲葉芳弘
健康増進部長	大野安史
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	齋藤嘉彦
会計管理	倉持和子
会計課長事務取扱	倉持和子
総務部次長	斉藤理昭
安全安心対策課長事務取扱	斉藤理昭
政策推進部次長	彦坂哲
政策推進課長事務取扱	彦坂哲
福祉部次長	加藤輝代
障害福祉課長事務取扱	加藤輝代
福祉部次長	飯野恵久子
子育て支援課長事務取扱	飯野恵久子
まちづくり振興部次長	石塚幸夫
環境対策課長事務取扱	石塚幸夫
都市整備部次長	渡来真一
都市計画課長事務取扱	渡来真一
都市整備部次長	浅野和生
区画整理課長事務取扱	浅野和生

総務部	総務課長	澤部慶
	選挙管理委員会書記長補佐	澤部慶
	人事課長	軽部幸雄
	情報管理課長	大久保益雄
	市民協働課長	佐藤睦子
	市民課長	安田徹也
	取手支所長	藤原敏幸
	藤代総合窓口課長	金子秀明
	総務課副参事	土谷靖孝
	選挙管理委員会主任書記	土谷靖孝
	安全安心対策課副参事	鈴木和彦
政策推進部	秘書課長	丸山博
	魅力とりで発信課長	立野啓司
	文化芸術課長	飯山貴与子
	政策推進課副参事	高中誠
財政部	財政課長	海老原輝夫
	管財課長	鈴木正美
	公共施設整備課長	原部英樹
	課税課長	稲村忠弘
	納税課長	三浦雄司
	財政課副参事	谷池公治
福祉部	社会福祉課長	下田浩
	高齢福祉課長	秋山和也
	高齢福祉課副参事	井橋久美子
	障害福祉課副参事	鈴木哲也
	子育て支援課	川村久美子
	家庭児童相談室長	川村久美子
健康増進部	健康づくり推進課長	樋口康代
	国保年金課長	木村太一
	保健センター長	助川直美
	保健センター副参事	松崎剛
まちづくり振興部	産業振興課長	数藤弘人
	農政課長	川村昭彦
	環境対策課副参事	印藤智徳
	環境対策課	大隅正勝
	環境政策室長	大隅正勝
	火葬場組合事務局長	牧野孝浩
建設部	管理課長	飯竹永昌
	道路建設課長	榎根本嗣郎
	排水対策課長	飯塚稔
	水とみどりの課長	染谷和之
	道路建設課副参事	渡辺光明
都市整備部	建築指導課長	田中健士
	中心市街地整備課長	中村有幸
	都市計画課	中村大地
	都市政策推進室長	中村大地
	区画整理課副参事	稲葉克彦

教育委員会	教 育 部 長	田 中 英 樹
	教 育 参 事	伊 藤 誠
	教 育 次 長	森 川 和 典
	教育総務課長事務取扱	
	学 務 課 長	直 井 徹
	保 健 給 食 課 長	大 野 篤 彦
	指 導 課 長	大 越 茂
	指 導 課 長	松 戸 孝 泰
	教育総合支援センター長	
	生 涯 学 習 課 長	塚 本 豊 康
	子 ども 青 少 年 課 長	香 取 美 弥
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	豊 島 寿
	ふじしろ図書館長	蛭 原 雅 己
農 業 委 員 会 事 務 局 長	浜 野 彰 久	
監 査 委 員 事 務 局 長		
取 手 地 方 公 平 委 員 会 事 務 局 長	染 谷 久	

消 防 本 部	消 防 長	秋 山 龍 司
	次 長	岡 田 直 紀
	警 防 課 長 事 務 取 扱	
	総 務 課 長	仲 村 厚
	予 防 課 長	齊 藤 正 己
	取 手 消 防 署 長	石 島 良 夫
	戸 頭 消 防 署 長	酒 井 靖
	吉 田 消 防 署 長	福 田 義 久
	桐 木 消 防 署 長	吉 田 大 祐

令和5年第1回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	2月28日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程、議案質疑・付託 一部議案討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3枠）
2	3月1日	水	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
3	3月2日	木	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
4	3月3日	金	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
5	3月4日	土	休 会		
6	3月5日	日	休 会		
7	3月6日	月	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
8	3月7日	火	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
9	3月8日	水	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
10	3月9日	木	委員会	午前10時	一般会計決算・予算審査特別委員会
11	3月10日	金	委員会	午前10時	一般会計決算・予算審査特別委員会
12	3月11日	土	休 会		
13	3月12日	日	休 会		
14	3月13日	月	休 会		議事整理日
15	3月14日	火	委員会	午前10時	一般会計決算・予算審査特別委員会
16	3月15日	水	委員会	午前10時	議会運営委員会
17	3月16日	木	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	3月17日 ～ 3月23日		休 会		議事整理日
25	3月24日	金	本会議	午前10時	閉会

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、通常よりも長めの3月24日までを会期としております。ただし、3月16日までに議了したときには、議決し、閉会する予定です。

令和5年2月24日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 入江 洋一

一部事務組合議会の報告

常総地方広域市町村圏事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議開催日 (1) 令和4年12月22日
(2) 令和5年2月16日
2. 会議等名称 (1) 令和4年第2回臨時会、令和4年第4回全員協議会
(2) 令和5年第1回定例会、令和5年第1回全員協議会
3. 内容 別紙のとおり。

令和4年第2回臨時会報告

- 1 日 時 令和4年12月22日（木）午後2時から午後2時18分
 2 場 所 常総環境センター・啓発棟二階会議室
 3 出席議員 11名（欠席1名）
 4 議決結果

番 号	議案及び質疑等	結 果
<p>報告第2号</p>	<p>専決処分事項の報告について</p> <p>【内容】 令和4年9月1日につくば市谷田部地内のサイエンス大通り篠崎商店西側交差点で発生した守谷消防署の救急自動車と普通乗用車との物損事故の和解に係る専決処分事項の報告。 主な内容は、救急搬送中に交差点で赤信号のため徐行進入したが進行方向左手道路より進入してきた普通乗用車と衝突したもので、相手方が損害賠償金321,221円を支払うもの。</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>【討論】 なし</p>	<p>報 告</p>
<p>議案第15号</p>	<p>常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>【内容】 令和4年人事院勧告に基づき、給料表を若年層が在職する級号給について、平均で行政職が0.2%、消防職が0.28%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を一般職で0.1月分、再任用職で0.05月分引き上げるもの。</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>【討論】 職員の賃金は生活扶助に足りうるものでなければならぬと考えることから、今回の改正は生活扶助につながる賃金の引き上げのため賛成する。</p>	<p>原案可決</p>

<p>議案第 16 号</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について</p> <p>【内容】 地方公務員法の一部改正により定年が段階的に引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、関係する条例を一部改正する。</p> <p>【質疑】 定年引上げに伴う給与が 60 歳以降は、当分の間、月額 70%とされているが、直近の厚生労働省調査では、民間の 61 歳の給与は 76.2%である。なぜ 70%なのか。</p> <p>【答弁】 国における俸給月額 7 割措置の考え方は、現時点での民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、賃金構造基本統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて 60 歳前の 7 割水準となるよう給与制度が設計された。</p> <p>【討論】 なし</p>	<p>原案可決</p>
<p>議案第 17 号</p>	<p>令和 4 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 5 号）について</p> <p>【内容】 歳入歳出それぞれ 302 万 1 千円を追加し、歳入歳出総額 70 億 2,996 万円とする。</p> <p>歳出で、電気料金と燃料価格の高騰に伴い、総務費、衛生費、土木費及び消防費の光熱水費と消防費の燃料費をそれぞれ増額する。歳入では、諸収入の雑入で指定管理者電気料相当分を増額する。また、令和 5 年度当初より契約履行が必要なリース業務委託等について債務負担行為を追加する。</p> <p>【質疑】 カシノナガキクイムシの被害調査はどのように行ったか。</p> <p>【答弁】 落葉樹、常緑樹を問わず職員による目視調査を実施し、被害のないことを確認した。</p> <p>【討論】 なし</p>	<p>原案可決</p>

令和4年第4回全員協議会報告

- 1 日 時 令和4年12月22日（木）午後2時31分から午後3時14分
- 2 場 所 常総環境センター・啓発棟会議室
- 3 出席議員 11名
- 4 協議事項

(1) 組合議会及び正副管理者合同先進地視察研修の報告について

令和4年10月20日、21日の2日間の日程で議長をはじめ組合議員10名が参加し、現在、常総環境センターから排出される熔融スラグや飛灰処理物などを受け入れている山形県米沢市のジークライト株式会社最終処分場及び令和2年度より操業を開始した水戸市一般廃棄物第三最終処分場について、現状を把握するとともに環境保全への取組みなどの先進事例を当組合のごみ処理行政の参考とするため視察研修を実施した。

本視察研修について、派遣議員を代表し伯耆田富夫議員より報告を受けた。

また、本視察研修は、松丸管理者、神達副管理者及び小田川副管理者も同行し、組合議会及び正副管理者合同の先進地視察研修とした。

【質疑】 なし

(2) 常総環境センター焼却施設緊急修繕に伴う可燃ごみの外部搬出について

焼却施設の処理対象物ではないワイヤー、スプリング、金属製のスプーンやフォークなどが熱分解ドラム内部で堆積し、加熱管の劣化が想定を超えて進行したことで、焼却施設の計画外停止が頻発、処理能力が著しく低下している。

このため、熱分解ドラム内部の金属塊撤去と加熱管の全数更新が必要となり、更新は1炉ずつ実施、各炉延べ4箇月間の停止を予定しているが、現在の搬入量ベースでは3炉運転でないとピット貯留量が減少しない現状であることから、緊急修繕の早期実施に向け、可燃ごみの外部搬出を12月下旬から実施する。

また、常総環境センターの運営管理受託事業者である株式会社タクマよりこれまでの経緯と原因の詳細、補修に係る費用の負担及び今後のごみ処理の受け入れに支障がないよう対応することについて説明を受けた。

【質疑①】

維持管理で何が行き届かなかったのか。全3炉の補修の順番を決定した理由は何か。そもそもの原因である金属類の分別を市民に周知徹底するため常総環境センターの取組みはどのようにするのか。外部委託の際のごみの搬出方法はどのようにするのか。

【答弁①】

行き届かなかった点は、整備の際にキルン炉の中に金属を含む堆積物を残した

形で運転していたこと。今後は除去を徹底する。

補修の順番は、運転のリスクをできるだけ下げるために状態の悪い炉から順とした。

分別徹底のための市民への周知は、構成市とともに繰り返し啓発し続けたい。

外部へのごみの搬出方法は、常総環境センターに集積し、大型車両に積み替え、効率よく運搬する。

【質疑②】

必要のないオーバーホールを実施することになるかと思うが実施するタイミングの考え方はどういうものか。今回の件に対する損害はどのように考えているか。

【答弁②】

オーバーホールの考え方は、2つあり、経年により性能の低下を改善するためのものと耐用年数の到達による設備更新がある。計画では令和13年に寿命による更新であったが、著しい性能低下のため今回更新することとなった。

また、この件では、予定していない更新で、メンテナンスの行き届かなかったことによるものであるため、株式会社タクマにプラントメーカーとして責任があると判断している。

令和5年第1回定例会報告

- 1 日 時 令和5年2月16日（木）午後2時から午後3時23分
 2 場 所 常総地方広域市町村圏事務組合・事務棟二階会議室
 3 出席議員 12名
 4 議決結果

番 号	議案及び質疑等	結 果
<p>議案第1号</p>	<p>常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例について</p> <p>【内容】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行条例を廃止し、改正法の補完のための法施行条例を制定する。</p> <p>【質疑】 施行条例を制定しなければならない理由はなにか。現行条例は何が問題で、制定のメリットはなにか。</p> <p>【答弁】 個人情報保護制度はこの法改正により全国的な共通ルールで運用されることになる。 これにより、各自治体の条例に基づく運用により生じていた個人情報の保護対象に関する解釈や制度運用等の相違による保護水準の不均衡が是正されることとなる。</p> <p>【討論】 なし</p>	<p>原案可決</p>
<p>議案第2号</p>	<p>令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第6号）について</p> <p>【内容】 歳入歳出それぞれ1,939万4千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ70億1,056万6千円とする。 歳入では、土木費国庫補助金を増額し、組合債の総務債及び消防債を減額する。 歳出では、総務費、土木費、消防費で事業費確定による減額、総務費の井水ろ過設備設置工事を次年度実施としたことによる工事費の減額、土木費のレストハウスリノベーションの再検討に伴う支出科目の変更と繰越明許費の設定を行う。</p>	<p>原案可決</p>

	<p>【質疑①】 井水ろ過設備設置事業の設計内容の見直しの内容はなにか。</p> <p>【答弁①】 設計業務の中で、現行の井戸と交流センター建設時に使用していた井戸の双方の水質分析を行った。 その結果、建設時の井戸の水質がより良いことが判明し、これを採用することとしたことによる配管ルートの見直しが生じた。</p> <p>【質疑②】 解体予定のレストハウスのリノベーションを含めた再検討についてどのような提案が検討されているのか。</p> <p>【答弁②】 リノベーションの内容は、1階部分のバリアフリー化、男女トイレの更新、多目的トイレの新設、2階部分の手すりの改修、厨房スペースの改修となり、現在 Park-PFI 事業者において整備内容の検討を進めている。</p> <p>【討論】 なし</p>	
<p>議案第3号</p>	<p>令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について</p> <p>【内容】 令和5年度一般会計予算は、歳入歳出総額68億1,238万5千円で、前年度と比較して、1億5,644万3千円、2.4%の増額となる。 歳入の主なものは、分担金及び負担金で歳入総額に対し85.5%を占め、前年度と比較し増額の主なものは、衛生費及び消防費の増額により分担金及び負担金が1.6%の増加、繰越金が36.7%の増加、組合債が消防本部・水海道消防署庁舎改修事業等による18.4%の増加となる。 歳出では、歳出総額に対し衛生費が34%、消防費が39.9%を占めている。前年度と比較して増額の主なものは、衛生費で、電気料金値上がりにより5.3%増加、消防費で、消防本部・水海道消防署庁舎改修事業などにより3.8%の増加となる。</p> <p>【質疑①】 防災センターは小貝川の築堤の上にあるが、震度7クラスの地震などの災害時に機能を発揮できるのか。</p> <p>【答弁①】 県南総合防災センターは、国土交通省が実施する河川防災ステーション整備事業に併せて、ステーション内に整備された。</p>	<p>原案可決</p>

洪水時における水防活動の拠点施設である河川防災ステーションには、復旧活動に必要な土砂、砕石、鋼材などの復旧資材が備蓄されており、ヘリポートも併設されている。これら資材の搬出経路が確保されていることから県南総合防災センターの整備地とされた。

災害時の活動拠点施設である防災センターは、地震や水害等に対してその機能を保持できる構造で整備され、東日本大震災でも備蓄水等を搬出している。

また、各市町が整備する防災備蓄拠点とのリスク分散により、相互に補完することで広域的防災施設としての役割を果たせる。

【質疑②】

歳入において廃棄物処理量が減少するとみる根拠はなにか。この傾向は続くとみているか。また、構成市により違いがあるのではないか。

【答弁②】

歳入の廃棄物処理量は、環境センターに直接搬入される事業系・家庭系ごみの搬入量であり、環境センターに搬入される廃棄物総量の10数%となる。

令和5年度予算の数量は、令和4年8月までの搬入量傾向を考慮し算定され、昨年度も同様に予算編成当時の状況を考慮して策定されている。

令和5年度が令和4年度と比べ減少することとなったのは、予算が予算編成当時のごみ搬入量状況を強く反映し、ごみ搬入量を多く見込んだことによる。

ごみの搬入量の増減は、社会経済活動の変動によるところが大きく、新型コロナウイルスの影響などを強く受けた年もあったが、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染対策が社会に浸透したことにより今後は極端な変動がなく、搬入量はほぼ横ばい状態となると想定されている。

また、構成市の事業活動や人口推移・世帯当たりの人数はごみ量に比例すると考えられる。

【質疑③】

電気料金の大幅値上げが特に衛生費の歳出に大きな影響を与えているが抑制するため、どのような取り組みを実施しているか。

【答弁③】

電気供給契約に関しては令和5年度の予算編成時点では電気料金の急激な高騰の影響を受け参考見積を提出する事業者がなかったため、東京電力の料金を採用し予算編成を行った。

但し、現在契約中の民間事業者に関しては、入札時には応札することを希望しており、電気料金の抑制に一定の効果が期待できる。

また、常総環境センターでは、蛍光灯の間引きや、空調のこまめな設定など、日頃から意識をすることができることか

ら節電に取り組んでいる。

【質疑④】

ごみ減量化について、構成市による取り組みの状況はどうか。

【答弁④】

ごみの減量化の施策については、大きく分けると「支援活動」「啓発活動」の2つに分けられる。

「支援活動」については、すべての構成市において生ごみたい肥化事業への参加世帯募集と小型家電製品の拠点回収を行っている。その他、市によっては自治会等の資源物の集団回収に対する報奨金制度、家庭でできる生ごみ処理機への購入支援などを行っている。

「啓発活動」については、すべての構成市において広報紙、ホームページ等による情報発信を行っている。

また、廃棄物減量等推進員による減量と再資源化の促進を指導したり、出前講座を実施しごみ分別やリサイクル推進についてPRしている市もある。

組合は構成市との情報交換を行い各事業への協力をしていく。

【質疑⑤】

プラ容器の資源化率が低い、その対策はどうか。

【答弁⑤】

プラ容器の資源化率を向上させるためには、市民への継続的な広報、啓発が重要である。

そもそもプラ容器が「資源物」であるとの認識が低く、資源物として分別できること自体も併せてPRしていくことが必要である。今後、市と協力して説明会を実施するなど積極的な活動により具体的な説明を交えた市民への啓発活動を実施していく。

【討論】

なし

令和5年第1回全員協議会報告

- 1 日 時 令和5年2月16日（木）午後3時50分から午後3時57分
- 2 場 所 常総地方広域市町村圏事務組合・事務棟二階会議室
- 3 出席議員 12名
- 4 協議事項

(1) 可燃ごみの外部搬出状況について

令和4年第4回全員協議会において報告された常総環境センター焼却施設緊急修繕に伴う可燃ごみの外部搬出について、昨年12月下旬より外部搬出が実施されている。今年度は、株式会社ナリコーに4,040トン、さしま環境管理事務組合に690トン、龍ヶ崎地方塵芥処理組合に270トンの計5,000トンを搬出する予定である。また、焼却施設の修繕については、3月より1号炉から実施される。

【質疑】 なし

(2) 不適物の混入状況について

令和4年12月に、可燃ごみへの処理不適物混入防止を目的とし、組合職員と構成市職員によるごみ収集車に対する抜き打ちでの展開検査が実施された。

その結果、可燃ごみの袋の中には、DVDプレーヤー、針金ハンガーや火ばさみなど焼却炉の故障の原因と推測される金属製品が混入していた。

また、資源物であるプラスチック製容器包装や段ボールも確認された。

この展開検査の結果については、構成4市に報告され情報が共有されている。

今後も引き続き展開検査が実施されるとともに、組合と構成市が協力し市民に向けてごみの排出抑制や資源物の分別徹底の啓発と不適物混入に関する注意喚起を広報やホームページなどにより周知していくとの報告を受けた。

【質疑】 なし

(3) 組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い議会で取り扱う個人情報に関する条例の制定が必要となっている。この条例には罰則規定があり検察協議が必要となるなど、今期定例会での審議に間に合わないため、3月下旬に臨時会を開催し上程されることの報告を受けた。

【質疑】 なし

令和5年2月24日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 岩澤 信

一部事務組合議会の報告

茨城県南水道企業団議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議開催日 令和5年2月17日
2. 会議等名称
 - ・ 全員協議会
 - ・ 第1回定例会
3. 内容 下記のとおり。

全員協議会について

- (1) 茨城県南水道企業団職員の逮捕の件についての報告がありました。
- (2) 今定例会提出予定の議員提出議案、意見書案についての説明がありました。
- (3) 協議事項として、水道事業の広域連携に関する報告がありました。

第1回定例会について

議案番号	件名	議決結果
議案第1号	茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について 【提案理由】 令和3年5月19日に公布されました個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に関する規定につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなっております。この法改正に伴い、企業団の個人情報保護条例を廃止し、新たに必要な規定を整備するため、個人情報保護に関する法律施行条例として制定するものです。 4名の議員から質疑がありました。全員賛成。	原案可決

議員提出議案第一号	<p>茨城県南水道企業団の個人情報の保護に関する条例について</p> <p>【提案理由】 個人情報の保護に関する法律の改正があり、改正後の新保護法において、議会は自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、新保護法が定める規律の適用対象から除外されることになりました。しかし、改正前の企業団個人情報保護条例において、議会は実施機関として定められており、新保護法の施行後も引き続き自律的な措置を講じる必要があると考えますので、新たに茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例として、上程するものであります。全員賛成。</p> <p>【提出者】 県南水道企業団議会議員 染谷和博</p>	原案可決
議案第二号	<p>茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>【提案理由】 指定代理納付者制度から指定納付受託者制度へ、制度を変更することに伴う地方自治法の改正によるもので、この改正に伴い、企業団の給水条例の一部に所要の改正を行うものです。2名の議員から質疑がありました。全員賛成。</p>	原案可決
議案第三号	<p>茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>【提案理由】 公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられる内容の地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。なお、会計年度任用職員につきまして、企業団では規定を定めておりませんでしたので、今回の関係条例の改正に併せて、任用することができるよう内容を整備しております。1名の議員から質疑がありました。全員賛成。</p>	原案可決
議案第四号	<p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について</p> <p>【提案理由】 公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられる内容の地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。なお、会計年度任用職員につきまして、企業団では規定を定めておりませんでしたので、今回の関係条例の改正に併せて、任用することができるよう内容を整備しております。全員賛成。</p>	原案可決

<p>議案第五号</p>	<p>令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について</p> <p>【提案理由】</p> <p>予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。第二条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は、11万1,781戸、年間総給水量は2,560万立方メートル、一日平均給水量は6万9,945立方メートル、主要な建設改良事業は、配水場更新工事9,284万円及び配水管布設工事4億3,285万円、配水管布設替工事24億2,191万4,000円等を予定しております。第三条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営にかかる経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は73億4,957万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.9%の増となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業利益は、68億6,791万円を予定し、水道事業収益の93.4%を占めております。次に、営業外収益の総額は4億8,166万1,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと9.7%の減となっております。そのうち長期前受金戻入は3億9,752万3,000円を予定し、水道事業収益の5.4%を占めております。支出につきましては、水道事業費用の総額は62億4,239万9,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3.2%の増となっております。主なるものを申し上げますと、営業費用が61億5,549万4,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億9,392万2,000円を予定し、営業費用の45.4%を占めております。営業外費用は8,300万5,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は8,099万5,000円であります。また、特別損失として170万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減等となっております。以上が第三条の収益的収支であります。続きまして、第四条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかるものであります。</p> <p>収入につきましては、総額で16億743万7,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金が14億円、消火栓設置工事の負担金が800万円、下水道工事等に伴う配水管移設補償費の負担金が9,409万1,000円、生活基盤施設耐震化等交付金が1億534万</p>	<p>原案可決</p>
--------------	---	-------------

	<p>6,000円となっております。次に、支出につきましては、総額で37億3,336万1,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として1億164万円、改良事業費として32億7,268万3,000円を予定しております。また、企業債償還金につきましては、2億8,787万1,000円を予定しております。資本金収入及び支出の概要は以上であります。21億2,592万4,000円の支出資金が不足いたしますので、その補てん財源につきましては、消費税及地方消費税資本金的収支調整額4億2,717万7,000円、過年度分損益勘定留保資金16億9,874万7,000円を予定しております。第五条は、企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管整備事業の財源としたしまして14億円を限度額とした企業債の借り入れをするものであります。第六条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することが出来ることを定めたものでございます。第七条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。議員給与費が5億5,948万1,000円、交際費が20万8,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。第八条は、他会計からの補助金についてであります。構成市町の一般会計により児童手当負担金として325万6,000円の補助を受けるものであります。第九条は、たな卸資産購入限度額を定めるものであります。6,520万8,000円を予定しております。たな卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障をきたさないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。</p> <p>1名の議員から質疑がありました。賛成多数。</p>	
意見書案第一号	<p>茨城県企業局が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書(案)</p> <p>1 県南西広域用水供給事業の統合による県西への水融通を可能とする事業を完了し、6,800m³の契約水量の減量を早期に行うこと。</p> <p>【提出者】 県南水道企業団議会議員 根岸裕美子 全員賛成。</p>	原案可決

2名の議員から水道料金の引き上げ、水道事業の広域化について等の一般質問がありました。

令和5年2月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 小池 悦子

一部事務組合議会の報告

龍ヶ崎地方衛生組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 日時 令和5年1月18日 27日 2月8日 20日
2. 会議等名称 第1・2・3回全員協議会 第1回臨時会 第1回定例会
3. 内容 下記のとおり。

○1月18日 第1回全員協議会の内容（当日欠席）

協議事項

1. 令和5年第1回組合議会臨時会提出予定案件の説明と質疑

- ・議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について
- ・龍の郷・クリーンセンター長寿命化（施設保全）計画と今後3年間の修繕計画について
- ・稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合複合化の取組状況について

8市町村の構成自治体での3組合統合複合化議案の採決は、美浦村が否決・牛久市が継続審査という結果となり、再度、美浦村と牛久市への説明を行い、令和5年4月1日の新組合設置への方向性を、27日の臨時会前に8市町村の首長で再度話し合いをする予定。

○1月27日 第1回臨時会の内容

議事日程

1. 議席の指定
2. 会期決定の件 27日のみ
3. 会議録署名議員の指名 1番 16番
4. 議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について
利根町 船川 京子氏 選任
質疑：通告なし
討論：反対なし・賛成なし
採決：異議なし

○2月8日 第2回全員協議会の内容

協議事項

1. 令和5年第1回組合議会定例会提出予定案件についての説明と質疑

議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例について

議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合条例の読点の表記を改める条例について

議案第4号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第6号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）

議案第8号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について

議案第9号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について

2. 稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化についての説明と質疑

1月27日の協議会の顛末が報告され、美浦村と牛久市の結末は変わらない状況からも、令和5年4月1日の新組合設置はなくなった状況を確認。

3組合統合・複合化については、新たなメンバーでの協議会において方向性などが示され、新たに協議・検討を進めていくとのこと。

○2月20日 第1回定例会の内容

議事日程

1. 議席の指定

2. 会期決定の件 20日のみ

3. 会議録署名議員の指名 13番 24番

4. 議案第1号から議案第10号

議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例について

議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合条例の読点の表記を改める条例について

議案第4号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第6号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）

議案第8号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について

議案第9号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について

質疑：通告なし

討論：反対なし・賛成なし

採決：異議なし

5. 一般質問：油原信義議員

「稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合（3組合）の統合・複合化の取り組みについて」質問

事務局長・美浦村長・牛久市長の答弁（概要）

令和5年4月1日の新組合設置は出来なくなったが、令和5年度は引き続きの協議は進めていく。

牛久市や美浦村から出された議員定数の在り方や人件費削減、職員の地域手当の問題、ごみ処理の課題などを含み協議を進める。

協議会については継続か新規か、どのような形になるかは近々、方向性を示したい。

○2月20日 第3回全員協議会の内容

協議事項

1. 龍の郷・クリーンセンター施設整備計画（案）について説明と質疑

ごみ処理施設とし尿処理施設の更新時期が重なるか、連続するか、支出なども高額なため施設整備基金が必要となる。

令和6年度（2024年）から令和13年度（2031年）までの8年間に、約7.22億円の確保が必要との試算。

し尿処理施設整備に係る基礎調査内容について報告される。

令和5年2月24日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 加増 充子

一部事務組合議会の報告

取手地方広域下水道組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1 日 時 令和5年2月21日（火）午後1時59分～2時55分

2 会議等名称 令和5年第1回定例会

3 内 容

(1) 出席議員：10名

(2) 会議録署名議員：中山 治議員、古川 よし枝議員を指名

(3) 会期日程：1日限り

(4) 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

日程第4 議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

日程第5 議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第7 議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

日程第9 一般質問

日程第10 議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護
に関する条例について

(5) 上程議案の概要

承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)
の専決処分の承認について ⇒ 全員賛成により原案承認

【補正の主な内容】

伊奈山王幹線二条化事業において、国からの交付金の配分決定に伴い、発注時期に変更が生じたため、期間を2か年から3か年に変更し、併せて設計精査により、総額を変更し、令和4年12月14日付けで、補正予算措置の専決処分をしたもの。

議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例について
て ⇒ 全員賛成により原案可決

【制定の内容】

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の取手地方広域下水道組合個人情報保護条例を廃止し、法律で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、本条例を制定するもの

議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部
を改正する条例について ⇒ 全員賛成により原案可決

【主な改正の内容】

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の取手地方広域下水道組合個人情報保護条例を廃止し、組合執行機関及び議会で新たに個人情報保護に関する条例を制定するにあたり、引用する条文が変更となるため、本条例の一部を改正するもの

議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例について ⇒ 全員賛成により原案可決

【主な改正の内容】

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を六十五歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職 勤務上限年齢制 及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の整備を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するもの

議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第3号)
⇒ 全員賛成により原案可決

【補正の主な内容】

下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支につきましては、収入及び支

出において、それぞれ 1, 746万5千円を減額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための資本的収支につきましては、収入において、2億4,857万1千円を減額、支出において、2億9,132万2千円を減額するもの

議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

⇒ 全員賛成により原案可決

【予算の主な内容】

令和5年度予算の収益的収入及び支出については、収入において下水道事業収益46億2,178万2千円、主な内容は、営業収益では下水道使用料、営業外収益では構成市負担金及び補助金、並びに長期前受金戻入等。

支出において下水道事業費用44億6,190万円は、維持管理に関わる営業費用として、主たる営業活動のために生じる営業費用を40億7,580万2千円、企業債及びその他借入金に対する利息等の営業外費用に3億3,579万8千円の計上。

資本的収入及び支出は、収入において25億4,336万7千円を予定し、下水道施設の建設改良事業のための借入金、構成市出資金及び補助金、並びに国・県補助金等。支出は42億2,382万2千円を予定し、建設改良費として処理場、管きよに係る事業費などに25億9,905万9千円、企業債の償還元金16億2,305万円の計上。主要な事業として、処理場では、県南クリーンセンター機械・電気設備改築工事を令和4年度・5年度及び令和5年度・6年度の2か年継続事業で、幹線工事として北部幹線二条化工事、取手市の枝線工事を約7ヘクタール実施し、つくばみらい地区では伊奈山王幹線二条化工事、つくばみらい市の枝線工事を約4ヘクタール実施する予定。

一般質問 加増議員より質問。質問内容は、「公共下水道事業のこれまでの到達点と今後の見通しについて」一問一答制で行われ、管理者、事務局長及び担当課長から答弁があった。

議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例について

⇒ 全員賛成により原案可決

【制定の内容】

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、法律が一律に適用されることとなり、地方公共団体の議会は、その規律の対象となっていないことから、独自に議会における個人情報の保護に関する制度を条例で定めるため、本条例を提案するもの

令和5年2月13日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 関川 翔

一部事務組合議会の報告

利根川水系県南水防事務組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議開催日 令和5年2月13日
2. 会議等名称 第1回定例会
3. 内 容 下記のとおり。

議案第1号、令和5年度一般会計歳入歳出予算について
歳入歳出の総額はそれぞれ12,907千円。

令和3年度、4年度の2か年で財政調整基金から繰入で構成市負担金削除を行い令和5年度は、令和2年度の水準に負担金額の調整を行う。

出席議員15名全員賛成で可決。

議案第2号、個人情報保護法施行条例について
内閣府個人情報保護委員会事務局等の指導を受け施行。

出席議員15名全員賛成で可決。

その他

来年度、水防訓練は、稲敷広域組合との2組合合同により5月21日実施予定。

コロナ禍に伴い水防訓練だけではなく、水防協議会等も通常実施が難しいが、関連機関の協力を得ながら水害に備えていく。

以上

令和5年 2月27日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 落合信太郎

一部事務組合議会の報告

取手市外2市火葬場組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議開催日 令和5年2月10日
2. 会議等名称 令和5年取手市外2市火葬場組合議会定例会
3. 内容 下記のとおり。

議案第1号 取手市外2市火葬場組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

- ・藤井管理者から提案理由が述べられ、事務局から条例内容の説明。
○個人情報保護法が改正され、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることとなり、令和5年4月から改正法の規定が直接適用されることから、改正法を施行するために必要な事項等を定める条例を制定するもの。
- ・質疑応答がなされたが、再調整が必要なため審議未了となる。

議案第2号 取手市外2市火葬場組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- ・再調整が必要なため審議未了となる。

議案第3号 取手市外2市火葬場組合施設整備基金条例について

- ・藤井管理者から提案理由が述べられ、事務局から条例内容の説明。
○やすらぎ苑の施設整備に要する経費の財源に充てることを目的に、基金を設置するため条例を制定するもの。
- ・質疑応答と採決がなされ、施設整備基金条例は原案のとおり可決。

議案第4号 令和5年度取手市外2市火葬場組合一般会計予算

- ・再調整が必要なため審議未了となる。

承認第1号 損害賠償の額を定め和解することについての専決処分について

- ・藤井管理者から提案理由が述べられ、事務局から内容の説明。
○交通事故による人身にかかわる案件であり、議会を招集する時間が無いことから専決処分を行ったもの。
- ・質疑応答と採決がなされ、専決処分は原案のとおり承認。

議員提出議案第1号 取手市外2市火葬場組合議会の個人情報の保護に関する条例について

- ・再調整が必要なため審議未了となる。

※ 審議未了案件については、次回開催の臨時会（令和5年3月13日）において審議することとなる。

以上

令和5年2月24日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 落合信太郎

一部事務組合議会の報告

茨城県後期高齢者医療広域連合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 日時 令和5年2月3日（金）14時 開議
2. 会議等名称 令和5年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会
3. 内容 下記のとおり。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会が水戸市役所7階水戸市議会全員協議会室で開催。

1 議 題

(1) 執行部から下記、広域連合長提出予定議案の概略説明

ア 議案

- ①茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- ②茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
- ③茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例の制定について
- ④茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定について
- ⑤茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- ⑧令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

- ⑨令和4年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- ⑩令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- ⑪茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

イ 報告

- ①専決処分報告及び承認を求めることについて（2件）

(2) 議員提出予定議案の概略説明について

- ①茨城県後期高齢者医療広域連合議員の個人情報の保護に関する条例の制定について
- ②茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について
- ③茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(3) 令和5年第1回広域連合議会定例会開会までの日程について

(4) その他

2 閉会

説明された議題の質疑はなく終結。

詳細は資料を議会事務局に置いておきますのでご参照ください。

以上

取市発第500号
令和5年2月24日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

取手市長 藤井信吾

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第3号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第3号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年2月17日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和4年10月28日午後2時5分頃、取手市宮和田370番地1地先において、市職員の運転する公用車が相手方所有の電柱に衝突し、当該電柱を損傷したものである。

3 損害賠償額 260,282円 (過失割合 市100:相手方0)

議案付託表

令和5年第1回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第 3 号	取手市個人情報の保護に関する法律施行条例について
議案第 4 号	取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 5 号	取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号	取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）（所管事項）
議案第 29 号	令和5年度取手地方公平委員会特別会計予算

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第 6 号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号	取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第 9 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号	取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 15 号	取手市市有財産の無償譲渡について
議案第 17 号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）（所管事項）
議案第 19 号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 20 号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第 21 号	令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 25 号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 26 号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 27 号	令和5年度取手市介護保険特別会計予算

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第 13 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 16 号	市道路線の廃止について
議案第 17 号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）（所管事項）

議案第18号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）
議案第22号	令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計予算

○一般会計決算・予算審査特別委員会

事件の番号	件名
議案第23号	令和5年度取手市一般会計予算

議案第17号 令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）
 質疑通告一覧表

令和5年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ
1	加 増 充 子 議 員	第2表 繰越明許費補正について	1 道路橋りょう費 （1）井野団地外周道路 道路改良事業の今後の計画	議案書P6
		商工振興費について	1 33 プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対応） （1）委託料1億4,271万8,000円減の具体的内容 （2）プレミアム付商品券販売代金9,899万円の減の理由	議案書P15、P32
2	関 戸 勇 議 員	民生費の保育所費について	1 戸頭北保育所解体工事について、ピアノなどの什器備品も解体したのか	議案書P27
		衛生費の予防費・環境衛生費について	1 自宅療養支援事業を終了した理由 2 取手駅東口喫煙所改修事業 （1）今後の予定は	議案書P28、P29
		土木費の道路橋りょう費について	1 戸頭横断歩道橋補修工事について、目隠し盤の劣化が当初の設計になぜ含まれていなかったのか 2 新たに照明などをどこにつけるのか	議案書P34

議員提出議案第 1 号

取手市議会の個人情報の保護に関する条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者	取手市議会議員	佐藤 隆治
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	赤羽 直一
〃	〃	岩澤 信
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	結城 繁
〃	〃	染谷 和博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い，地方公共団体の個人情報保護制度については法律において全国的な共通ルールを規定することとなる一方，地方公共団体の議会についてはその規律の対象となっていないことから，独自に議会における個人情報の保護に関する制度を条例で定めるため，本条例を制定するものです。

取手市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示，訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、取手市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- （2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字，番号，記号その他の符号のうち，議長が定めるものをいう。

- （1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字，

- 番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、取手市情報公開条例（平成12年条例第6号）第2条第3号に規定する情報（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように

個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有す

ると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全

の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規

定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止

その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める

個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報

を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないとされているものその他

の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用す

る。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 保有個人情報の閲覧又は保有個人情報の写しを直接交付する方法により開示を受けようとする者は、第19条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第18条第2項の規定により代理人が開示の請求をした場合であって、当該代理人が開示を受けるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第30条 議長に対する開示請求に係る手数料は、徴収しない。ただし、この条例の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用（当該写しの送付に要する費用を含む。）を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を

特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成12年条例第8号）第1条に規定する取手市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合

について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条及び第51条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成12年条例第9号）第1条に規定する取手市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問することができる。

（実施状況の公表）

第51条 議長は、毎年1回、保有個人情報に係る開示請求等に関する実施状況を取りまとめ、一般に公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

請 願 文 書 表

令和5年第1回定例会

受付 番号	受 付 年月日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
36	令和4年 11/25	選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書	取手市戸頭9丁目13番20-5 取手市の選挙投票率向上をめざす選挙公報の全戸配布を求める市民の会 代表 平 壽朗 (細谷 典男) (加増 充子)	総務文教
37	令和5年 2/17	井野公民館エレベーター設置に関する請願	取手市寺田3817-1 大塚 秀子 ほか504人 (小池 悦子) (加増 充子)	総務文教
38	令和5年 2/17	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	茨城県東茨城郡茨城町谷田部295 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳 (加増 充子)	建設経済

請願 第36号

受付 令和4年11月25日

選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書

紹介議員 細谷典男 加増充子

・請願趣旨

取手市の近年の投票率は50%割れもあり慢性的低下状況であります。

選挙は民主政治の根本であり、選挙公報はより遍く有権者に届けられなければならない。有料の新聞購読者のみに折り込み配布は、不公平、知る権利の人権侵害、民主主義参政権への不当な制限でしかない。全世帯配布の入場整理券と同格の全戸配布を実現すべきである。市民は知る権利を主張している。取手市長選挙も近い。取手市選挙管理委員会は直ちに選挙公報全戸配布に向け検討し全力を尽くし行動してほしい。そのため今こそ、市民の直接選挙で当選された全ての市議会議員は、市民の信頼と期待の負託にこたえるため、全国に先駆け、民主主義政治への市民参加の門を大きく開ける選挙改革に奮闘してください。今般の案件は、選挙立候補締め切りと同時に以降の配布となる、かなり厳しい作戦となるが、市職員、公募等の配布協力市民等（例えの一例）による体制を整えれば、全戸一斉配布が可能ではないか。取手市の選挙公報は取手市の民主主義達成のため緊急に取り組むべき緊急課題です。

投票率の状況

平成31年4月取手市長選挙投票率 38.56% 令和2年1月取手市議会議員一般選挙投票率 43.86%

令和3年10月衆議院議員総選挙投票率 54.25%

当面の選挙等

近年の低投票率の向上対策は民主主義政治の根幹の課題である。

善良な市民に選ばれた取手市議会議員の真摯にして勇気あるご決断に期待します。

来年4月市長改選選挙があり、再来年1月には市議会改選があります。低投票の原因の一つとして入場整理券は全世帯に郵送されているのにもかかわらず、選挙候補者情報である唯一の選挙公報が全戸に届けられていないことが挙げられます。現状の市役所関係機関窓口等での配布、購読世帯逓減傾向の全国紙及び県紙という新聞折込による広報方法では全戸に行き届けることが不可能と言わざるを得ません。憲法が規定する公職の選挙権を保障するには全く不十分と言わざるを得ません。長年の選挙公報の方法、手段を反省し抜本的改革を緊急に解決する義務があると思います。憲法の保障する国民の権利に制限があってはなりません。

憲法14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

憲法93条2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律を定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

従って市民の住居、生活環境等により選挙公報が届かないことは重大な行政関係機関の怠慢と言わざるを得ません。市行政、選挙管理委員会の怠慢ではないでしょうか。全戸配布のための施策又は条例を制定してください。

・請願事項

1 選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和4年11月25日

請願代表者

住所 取手市戸頭9丁目13番20-5

氏名 取手市の選挙投票率向上をめざす選挙公報の
全戸配布を求める市民の会

代表 平 壽朗

取手市議会議長 殿

請願 第37号

受付 令和5年 2月17日

井野公民館エレベーター設置に関する請願

紹介議員 小池悦子 加増充子

・請願趣旨

公民館を利用して数年今では高齢者となり学ぶ気持ちは、まだまだ有ります。私たちのサークルの平均年齢が70代です。サークルや教室を続けたいが、階段を上るのが命がけです。高齢者には最も危険な場所です。身体の不自由な方や高齢者の方も安全に二階に行けるようにしてください。

エレベーター設置を要望します。

・請願事項

- 1 安心、安全を願って井野公民館にエレベーター設置をお願いいたします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和5年2月17日

請願代表者

住所 取手市寺田 3817-1

氏名 大塚秀子 ほか504人

取手市議会議長 殿

請願 第38号

受付 令和5年 2月17日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員 加増充子

・請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金の引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は32円引き上がり911円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（961円）に比べて50円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、2019年10月から1000円を超えて、現在は東京が1072円、神奈川が1071円になっています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金911円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引くコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、円安のために高物価が続き、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金と高卒初任給の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になります。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1500円にする必要があるということが明らかになりました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。なお、2021年は土浦市議会、22年は結城市議会、かすみがうら市議会で茨城労連の請願が採択されています。

・請願事項

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を今すぐ時給1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。

以上

令和5年2月17日

請願代表者

住所 茨城県東茨城郡茨城町谷田部295

氏名 茨城県労働組合総連合

議長 白石 勝巳

取手市議会議長 殿

請願 第36号

受付 令和4年11月25日

選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施することを求める請願書

紹介議員 細谷典男 加増充子

・請願趣旨

取手市の近年の投票率は50%割れもあり慢性的低下状況であります。

選挙は民主政治の根本であり、選挙公報はより遍く有権者に届けられなければならない。有料の新聞購読者のみに折り込み配布は、不公平、知る権利の人権侵害、民主主義参政権への不当な制限でしかない。全世帯配布の入場整理券と同格の全戸配布を実現すべきである。市民は知る権利を主張している。取手市長選挙も近い。取手市選挙管理委員会は直ちに選挙公報全戸配布に向け検討し全力を尽くし行動してほしい。そのため今こそ、市民の直接選挙で当選された全ての市議会議員は、市民の信頼と期待の負託にこたえるため、全国に先駆け、民主主義政治への市民参加の門を大きく開ける選挙改革に奮闘してください。今般の案件は、選挙立候補締め切りと同時に以降の配布となる、かなり厳しい作戦となるが、市職員、公募等の配布協力市民等（例えの一例）による体制を整えれば、全戸一斉配布が可能ではないか。取手市の選挙公報は取手市の民主主義達成のため緊急に取り組むべき緊急課題です。

投票率の状況

平成31年4月取手市長選挙投票率 38.56% 令和2年1月取手市議会議員一般選挙投票率 43.86%

令和3年10月衆議院議員総選挙投票率 54.25%

当面の選挙等

近年の低投票率の向上対策は民主主義政治の根幹の課題である。

善良な市民に選ばれた取手市議会議員の真摯にして勇気あるご決断に期待します。

来年4月市長改選選挙があり、再来年1月には市議会改選があります。低投票の原因の一つとして入場整理券は全世帯に郵送されているのにもかかわらず、選挙候補者情報である唯一の選挙公報が全戸に届けられていないことが挙げられます。現状の市役所関係機関窓口等での配布、購読世帯逓減傾向の全国紙及び県紙という新聞折込による広報方法では全戸に行き届けることが不可能と言わざるを得ません。憲法が規定する公職の選挙権を保障するには全く不十分と言わざるを得ません。長年の選挙公報の方法、手段を反省し抜本的改革を緊急に解決する義務があると思います。憲法の保障する国民の権利に制限があってはなりません。

憲法14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

憲法93条2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律を定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

従って市民の住居、生活環境等により選挙公報が届かないことは重大な行政関係機関の怠慢と言わざるを得ません。市行政、選挙管理委員会の怠慢ではないでしょうか。全戸配布のための施策又は条例を制定してください。

・請願事項

1 選挙公報の全戸配布に必要な施策や条例の制定などを早期迅速に実施すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和4年11月25日

請願代表者

住所 取手市戸頭9丁目13番20-5

氏名 取手市の選挙投票率向上をめざす選挙公報の
全戸配布を求める市民の会

代表 平 壽朗

取手市議会議長 殿

請願 第37号

受付 令和5年 2月17日

井野公民館エレベーター設置に関する請願

紹介議員 小池悦子 加増充子

・請願趣旨

公民館を利用して数年今では高齢者となり学ぶ気持ちは、まだまだ有ります。私たちのサークルの平均年齢が70代です。サークルや教室を続けたいが、階段を上るのが命がけです。高齢者には最も危険な場所です。身体の不自由な方や高齢者の方も安全に二階に行けるようにしてください。

エレベーター設置を要望します。

・請願事項

- 1 安心、安全を願って井野公民館にエレベーター設置をお願いいたします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和5年2月17日

請願代表者

住所 取手市寺田 3817-1

氏名 大塚秀子 ほか504人

取手市議会議長 殿

請願 第38号

受付 令和5年 2月17日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員 加増充子

・請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金の引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は32円引き上がり911円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（961円）に比べて50円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、2019年10月から1000円を超えて、現在は東京が1072円、神奈川が1071円になっています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金911円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引くコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、円安のために高物価が続き、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金と高卒初任給の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になります。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1500円にする必要があるということが明らかになりました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。なお、2021年は土浦市議会、22年は結城市議会、かすみがうら市議会で茨城労連の請願が採択されています。

・請願事項

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を今すぐ時給1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。

以上

令和5年2月17日

請願代表者

住所 茨城県東茨城郡茨城町谷田部295

氏名 茨城県労働組合総連合

議長 白石 勝巳

取手市議会議長 殿

一般質問発言通告事項一覧表

2月28日(火)

令和5年第1回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	染谷和博 議員	レシートを使った消費喚起策について	1 レシートを現金化するアプリで、地域経済の活性化を目指す レシートを使った消費喚起策なら、素早く広く経済効果を生み出せる	市長
		学校のプールの活用について	1 学校プールの水面を太陽光発電に活用	市長 教育長
		桑原地区開発について	1 浸水想定区域となっているがその対策	市長
2	海東一弘 議員	生徒指導提要と校則について	1 本提要の運用 2 本提要の改訂を受けて 3 市内各校の校則の制定と見直し状況 4 他自治体の校則制定等の状況把握 5 校則見直しの促進に向けた一層の取組 6 本提要の周知や普及啓発	教育長
3	齋藤久代 議員	地籍調査について	1 市の進捗と背景 2 街区境界調査の取組	市長
		ドライブレコーダー設置補助について	1 設置費用の補助	市長
		スマートウェルネスとりで「健幸なまち」の取組について	1 これまでの取組に関して (1) 運動の観点から (2) 食生活の観点から (3) オーラルケアの観点から (4) 生きがいの観点から (5) 地域コミュニティの観点から 2 今後期待すること	市長 教育長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	小堤 修 議 員	ゆめみ野駅前の整備 について	1 駅前駐輪場 (1) JR線及び常総線各駅の駐輪状況 (2) ゆめみ野駅駐輪場の収容台数 (3) 今後の展望又は対策	市 長
		消防活動(救急)に ついて	1 長時間出場と労務管理 (1) 救急出場件数 (2) 収容先医療機関選定に要する時間と状況 (3) 救急隊員の労務管理 (4) 出場時間又は出場件数による救急隊員の 切替え (5) 不要不急の救急要請を防ぐための対応 (広報) 2 降雪及び路面凍結時の安全管理 (1) 消防車両及び救急車両の走行時の対応 (2) スリップ時の対応 (3) 救急車が事故を起こしてしまった場合の 対応	市 長
5	関川 翔 議 員	田畑に隣接する市の 認定道路の現状と今 後について	1 法定外道路(農道等)が市の認定道路に至 った経緯 2 認定道路の路線数 3 各認定道路の国庫補助金対象の有無 4 認定道路の要望内容 5 認定道路整備の要望 年間件数 6 田畑に隣接する認定道路の整備に使用す る市所有の機材状況 7 田畑に隣接する認定道路の舗装メリッ ト・デメリット 8 市が考える田畑に隣接する認定道路のビ ジョン	市 長

6	久保田真澄 議員	「心のサポーター」 養成事業について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内における精神障がいの方の状況（人数など） 2 相談窓口 3 「心のサポーター」養成の取組 	市長
		ひとり親就業支援について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市のひとり親支援 2 その中で、就業支援の状況 3 LINEでの就業支援の取組 	市長
		ネットリテラシー教育について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内小中学校での、ICTを正しく使うための教育 2 今後の取組 	教育長
7	小池悦子 議員	投票率向上への取組について	<ol style="list-style-type: none"> 1 年々低下する投票率についてどのように分析しているか 2 投票環境を整え、投票への意識を高める取組を求める <ol style="list-style-type: none"> (1) 期日前と当日の投票所の増設 (2) 投票所のバリアフリー化推進 (3) 移動投票所の導入 (4) 選挙公報の全戸配布 (5) 防災無線の活用 (6) 広報車の巡回 (7) 公営掲示板の配置の工夫 	市長 選管委員長
		市民を支える国民健康保険事業について	<ol style="list-style-type: none"> 1 制裁処置となる資格証明書発行は取り止めるべき 2 貯め過ぎている国保基金を速やかに加入者に還元を図るべき <ol style="list-style-type: none"> (1) 18歳以下の均等割を全額免除 (2) 加入者全員の均等割を全額免除 3 巨額の基金積立について、16年間の市長の政策判断は適切だったか 	市長
8	山野井隆 議員	音楽のまちづくりについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 取組状況 2 ペDESTリアンデッキの活用 	市長
		安全・安心な保育環境について	<ol style="list-style-type: none"> 1 室内防犯カメラの設置状況と効果 2 保護者と保育士のコミュニケーション 	市長
		マイナ保険証について	<ol style="list-style-type: none"> 1 マイナンバーカード取得率 2 保険証とのリンク 3 移行作業のアシスト 	市長
		給食費の無料化について	<ol style="list-style-type: none"> 1 シミュレーション 2 味や品質の維持 3 段階的に実現を目指す 	教育長

9	佐藤隆治 議員	藤井市長4期16年 間の市政運営につい て	1 4期16年間の歩み 2 現状及び今後の課題 3 市の将来像	市長
---	------------	-----------------------------	---------------------------------------	----

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
10	根岸裕美子 議員	取手駅西口再開発ビルについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画決定に向けてのスケジュール確認と進捗状況 2 既存ビルも含めた取手駅西口全体の在り方 3 再開発ビルへの公共施設整備コストと必要性 	市長
		こども基本法施行に当たり子どもたちの幸せをどう実現するかについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもたちの幸せを実現するために取り組むべきことは 2 具体的な方策 	市長 教育長
		介護保険サービスの現状について	<ol style="list-style-type: none"> 1 2024年改定の検討ポイントと現状 	市長
11	鈴木三男 議員	コミュニティーについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゆめみ野地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) コミュニティーの現状 2 稲地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たに分譲された35世帯の現状把握とコミュニティーづくりへの対応 (2) ごみ集積所に対する苦情に対してどのように対応したのか 	市長
		市道に隣接する斜面林の伐採について	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹木の伐採についての要望は年間どのぐらいあるのか 2 樹木等の敷地が民間人の所有(民地)の場合の対応 3 倒木により通行の妨げになっている場合の対応は 4 市道が通学路の場合の対応は <ol style="list-style-type: none"> (1) 取手西小学校のグラウンド前の通学路の斜面林の伐採 (2) 取手西小学校の「学校長コラム」の紹介 	市長 教育長

1 2	結城 繁員 議 員	取手駅周辺について	<ul style="list-style-type: none"> 1 東口駅前広場の道路 2 西口A街区の開発 3 これからのスケジュール 4 共同ビル 5 東西イルミネーション 	市 長
		行政のDX推進について	<ul style="list-style-type: none"> 1 市としてのデジタル化推進状況とその効果 2 マイナンバーカードの利活用 3 予算書や決算書におけるデジタル化 	市 長
1 3	加増 充子 議 員	保育行政について	<ul style="list-style-type: none"> 1 藤井市政 16 年。この間公立保育所の廃止・民営化について問う <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援の縮小による影響 (2) 中央保育所の民営化はやめよ 2 保育士配置基準の拡充で民間・公立の差をなくし、保育の質の向上を図ること 3 公立保育所の正規保育士増員で、地域の保育機能を維持・向上を図ること 	市 長
		西口開発について	<ul style="list-style-type: none"> 1 区画整理事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 終盤に入った駅前交通広場整備。区画整理事業の早い収束を図るとともに、これ以上の税金投入はしないこと (2) 新年度予算（8億円）の用途 (3) 区画整理事業終了後、速やかに地権者へ使用収益開始を行うこと 2 市は、再開発事業（A街区）から撤退し、A街区整備は地権者主体に見直すこと 3 使用収益開始後のA街区地権者の土地利用について、市の地権者への支援は制度的支援はもちろん惜しまないこと 	市 長
		インボイス制度と自治体会計について	<ul style="list-style-type: none"> 1 インボイス制度が 10 月 1 日からスタートするが、市と民間の契約への影響 2 インボイス中止を国に求め、免税業者の営業を守ること 	市 長
1 4	落合信太郎 議 員	防犯対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1 現状認識 2 現在の取組 3 防犯カメラの設置基準と設置助成 	市 長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
15	細谷典男 議員 (一括質問)	藤井市政16年の歩みについて	1 困難な課題への取組 (1) 小中学校適正化の取組 (2) リーマンショック景気減速への対応 アクションプランの断行 (3) 市民に向き合う職員マインドの醸成 上記3点についてリーダーシップを発揮したと評価するが振り返って自己評価を伺う 2 藤井市政下における人口変化 (1) 人口の変化への評価 (2) 住ま入る(スマイル)支援プランの役割 3 歴代市長と取手駅西口開発構想の変遷と対応 大橋市長 PFI 駐車場設置 塚本市長 芸術の杜 藤井市長 ウェルネスプラザ (1) B街区は種地であるという歴代都市整備部長の見解 (2) 取手駅西口開発にいかに関与したか	市長
16	関戸勇 議員	地震・洪水など自然災害に強いまちづくりについて	1 桑原地区への新市街地計画について令和3年5月に国が出した水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインについて、市ではどのように検討したか 2 準備組合での検討はどのようにされたか 3 地震災害なども含め新市街地計画は見直すべき	市長
		新川地区の埋立て及び土砂搬入道路について	1 その後の経過 2 仮設道路は元に戻すべき	市長

17	石井めぐみ 議員	教育・子育て・保育 改革について	<ul style="list-style-type: none"> 1 子ども育成基本法案を軸に将来世代への支援 2 幼児教育無償化の考え 3 小中学校での必修科目にコミュニケーションを設け、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベート、ファシリテーション、傾聴などの包括的コミュニケーション教育を通して「聞く、話す、伝える」能力を鍛え、円滑な人間関係の構築及び国際社会でも役立つスキルの早期取得を促進 4 給食費無償化の導入を 5 ヤングケアラー実態調査・把握 	市長 教育長
		選挙制度改革について	<ul style="list-style-type: none"> 1 取手市長選挙・市議会議員補欠選挙の投票率を上げるために市の取組 2 ブロックチェーン技術等を活用したインターネット投票（スマホ投票）の実現を目指すとともに、マイナンバーカードを活用したコンビニ投票を導入するなど投票方法の多様化 	選管委員長
		行政のデジタル改革について	<ul style="list-style-type: none"> 1 全国規模のクラウド移行に向け、今後5年間で自治体のシステムも統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を進めていくに当たり市の考え 2 行政サービスのオンライン活用 	市長

18	遠山智恵子 議員	介護保険事業について	<ul style="list-style-type: none"> 1 「保険あって介護なし」では困る。希望どおり応えられているか 2 現状と課題を問う 3 人員不足解決は処遇改善。市の対応を求める 4 「移動支援がないとサービスを利用したくても利用できない」という市民の声に対する所見を求める 	市長
		加齢による補聴器購入助成について	1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度は全国で広がっている。難聴からコミュニケーションに弊害が起これ、認知症との関連性も指摘されている。改めて制度創設を求め、所見を問う	市長
		地域公共交通の空白地域に対する考えについて	1 市長の責任は大きい。所見を求める	市長
		学校給食費無償化について	1 これまでも取り上げてきたが、社会情勢が大きく様変わりし、改めて子育て支援として、教育無償化の原則に立った所見を求める	市長 教育長
19	赤羽直一 議員	財政運営について	1 今後の市の財政運営の課題	市長
		福祉行政について	1 今後の福祉行政の課題	市長
		健康づくり推進について	1 今後のコロナ対策	市長
		消防行政について	1 今後の消防行政の課題	市長